

川崎市立川崎高等学校附属中学校PTA退会規程

1. 退会方法

生徒在学中に川崎市立川崎高等学校附属中学校PTA（以降「附属中PTA」と呼称する）からの退会を希望する場合は、書面に以下の必要事項を記載、捺印した退会届を附属中PTA会長宛に提出する。（特にフォーマットは定めない）

【必要事項】

- ① 届け出日
- ② 保護者代表氏名
- ③ 生徒学年、組、氏名

2. 退会後の取扱

(1) PTA会費

PTA会費の引落は継続するが、年度ごとに年度末（3月）に届け出日翌月より3月までの分を月額500円と計算し現金にて返金する。

(2) 附属中PTA主催行事等への参加

原則として附属中生徒向け、附属中PTA会員向けの行事の場合で、会費より支出が発生する行事への参加は認めないが、実費を参加者が負担することで参加可能とする。

実費の算出が困難な場合、または運営委委員会が会員・非会員を区別することが附属中PTAの主旨にそぐわないと判断したものについては、参加を認める

【例】

- ・ 体育祭でのドリンク提供
- ・ 防災グッズの用意
- ・ 広報誌の配付
- ・ 垂れ幕の提供

(3) サークルへの参加

サークルへの参加は制限しない。

3. 再入会

再入会を希望する場合は、書面に以下の必要事項を記載、捺印した入会希望届を附属中PTA会長宛に提出する。（特にフォーマットは定めない）

【必要事項】

- ① 届け出日
- ② 保護者代表氏名
- ③ 生徒学年、組、氏名

ただし、年度途中よりの再入会は認めない。

再入会は届け日の翌年度からとなる。

附則

本規程は平成29年度附属中PTA総会后より発効するものとする。